

出展規約

「中国地域 新技術・新工法展示商談会 in NISSAN」(以下、「本展示会」とします。)へ出展する企業・団体等(以下、「出展者」とします。)は、本出展規約(以下、「本規約」とします。)に定められた内容を遵守して出展しなければなりません。なお、本規約にある「主催者」とは本展示会実施事務局を指し、中国経済産業局、および一般財団法人ひろぎん経済研究所がこれを運営します。

I. 出展資格

出展者は、原則として、中国5県(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)内に事業所(本社、事務所、工場など)を持つ企業・団体等とします。ただし、主催者が諸事情を勘案して必要と判断する場合においては、他都道府県内に事業所を持つ企業・団体等の出展を認める場合があります。

II. 出展申込

出展申込は、主催者が指定する E-mail アドレス宛に、必要事項を記入した申込書類を添付して送付する方法にてお申し込みください。

なお、主催者が申込書類を受領し内容を確認した後、本展示会の開催趣旨等に適さないと判断した場合には、出展をお断りする場合がありますので予めご承知おき下さい。

III. 主催者が出展者から取得した情報について

主催者は、本展示会の告知、集客等を目的として、出展者から取得した社名・団体名、提案タイトル、提案内容、その他主催者が必要と判断した情報を、主催者のウェブサイトや、来場者誘致を目的とした案内状などに掲載できるものとします。また、当該情報を必要に応じて関係機関(日産自動車株式会社、中国5県の産業支援機関、行政機関等)に提供することがございますので予めご了承下さい。

IV. 出展料について

出展料は、無料(予定)とします。なお、出展料には、ブース代(標準工事費含む)、パネル作成費、ガイドブック作成費等が含まれます。

V. 出展料の請求と支払い

出展者は、請求書に記載された期日までに、請求された出展料全額を主催者が指定する銀行口座へ振り込む(振込手数料は出展者負担)ものとします。請求時期については、後日、主催者から案内するものとします。なお、出展料が無料の場合は出展料の請求はありません。

VI. その他費用

本展示会に関連して支出する出展者の交通費、宿泊費、荷物運搬費等の諸費用は、出展料とは別に出席者の自己負担となりますので予めご了承ください。

VII. ブース位置の決定

ブース位置は、出展分野、展示内容等を勘案し、主催者にて決定します。位置の指定や希望には応じられませんのでご了承ください。

VIII. 転貸等の禁止

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、主催者の許可なく、ブースの全部または一部を転貸、売買、譲渡、交換、貸与等することはできません。

IX. 展示会の中止・延期

天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期・中止を決定できるものとします。またその場合においても、主催者は出展者に生じた各種キャンセル料等の負担は一切行いません。

X. 損害賠償責任

主催者は、理由の如何を問わず、出展者およびその関係者が本展示会へ出展することを通じて被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展者は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場施設およびその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、直ちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展者は自らの責任でその支払いを行うとともに、主催者に損害が生じた場合には、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は、本展示会における一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。

XI. 出展規約・展示規則の遵守

全ての出展者は、本規約、および主催者が必要に応じて制定し出展者に通達した展示規則等を遵守しなければなりません。本規約、または展示規則等に変更が生じた際は、主催者は速やかに出展者に通知するものとします。

XII. 展示会の運営と免責

主催者は展示会を円滑に運営するため、各種規則等の設定および修正を行うことができます。また、本規約に記載がない事項について、新たに決め、各種の追加や変更を行うことができます。天災、その他の不測の事態によって、主催者は本展示会の開催を中止することがあります。その場合、出展に要した費用および中止によって生じた損害は補償いたしません。主催者はやむを得ない事情により、本展示会の会期および開催時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込の取り消しをすることはできません。また、これによって生じた損害は補償いたしません。

XIII. 商談状況調査への協力

出展者は、本展示会終了後、各県の産業支援機関、または中国経済産業局が定期的実施する商談状

令和元年度地域中核企業ローカルイノベーション支援事業
(CASE 革命下の自動車関連産業の競争力強化および新事業創出プロジェクト)

況調査に協力するものとします。

XIV. 個人情報の取り扱い

主催者が出展者から取得した個人情報は、本展示会の目的のみに利用し、第三者へ提供することはありません。ご承知おきください。

以 上